

# 小学1年生から小学3年生のお子さんへの 子ども医療費助成制度の申請はお済みですか？

**桂** 川町では平成23年1月1日から、子ども医療費助成制度を開始しています。  
この制度は、保険証と一緒に子ども医療証を医療機関窓口にて提出することで、医療費の一部を助成する制度です。助成を受けるには、子ども医療証交付申請が必要です。該当される方でまだ申請がお済みでない方は、至急手続きいただきますようお願いします。

## 【支給対象要件及び助成内容】

対象者	6歳に達する日以後の最初の4月1日から9歳に達する日以後の最初の3月31日までのお子さんで、桂川町に住所を有する方
自己負担	通院 600円/月(上限) 入院 500円/日(月3,500円が上限) ※いずれも医療機関ごとに自己負担し、上記上限額を超えた分を助成
医療保険加入要件	医療保険に加入していること 生活保護法による保護を受けていないこと

## 【申請受付】 平日(※土日・祝日を除く)

8時30分～17時15分(※毎週木曜日のみ19時まで申請できます。)

## 【場所】 桂川町役場 保険環境課 医療介護保険係(※1階・6番窓口)

## 【持参する物】 印鑑、健康保険証(※お子さんの分)

## 【他の公費との関係について】

重度障害者医療及びひとり親家庭等医療対象者については、重度障害者医療及びひとり親家庭等医療が優先します。また、小学校就学前のお子さんで、6歳に達する日以後の最初の3月31日までのお子さんで「乳幼児医療証」をお持ちの方は、今までどおり窓口の自己負担はありません。

※ひとり親家庭等医療をお持ちの6歳～9歳のお子さんの場合は、医療機関ごと通院の場合自己負担800円/月を上限としていますが、受給資格者証・印鑑・領収書・振込先の預金通帳を持参して、桂川町役場 保険環境課(1階6番窓口)で申請を行うことで子ども医療との差額200円を償還払います。

## 【申請にあたっての注意事項】

平成23年2月1日以降に手続きをされますと、平成23年1月～認定までの期間にかかった医療費については、子ども医療費助成制度の対象とはならず、医療費の3割負担をしていただくこととなります。

**申込・問合せ先** 桂川町役場 保険環境課 医療介護保険係 ☎ 65-1097